

亀山試験施設用地造成事業に係る 環境影響評価方法書に対する知事意見

(総括的事項)

- 1 準備書の作成までに環境影響評価の項目及び手法の選定等に係る事項に新たな事情が生じた場合には、必要に応じて、項目及び手法を見直し、追加調査を実施すること。
- 2 調査を行うにあたっては、本事業が及ぼす環境影響を適切かつ効果的に把握できる地点を選定し、その地点が選定された理由を明らかにすること。
- 3 予測、評価を行うにあたっては、既存の文献、類似事例等を参考にしたうえで、環境影響について可能な限り定量的な把握に努めるとともに、知見が不十分で予測、評価に不確実性を伴う場合には、事後調査を計画すること。
- 4 環境保全措置を計画する場合には、措置の内容を具体的に記載するとともに、その効果について可能な限り定量的な評価を実施すること。

(個別的事項)

- 1 大気質
 - (1) 事業実施区域周辺では、北西の風が卓越していることから、事業実施区域の南東にあたる上白木地区を大気質の調査地点として追加すること。
 - (2) 管理実験棟で、性能試験が行われることにより発生する排気ガス等の影響について、環境影響評価の実施を検討すること。また、環境影響評価を実施しない場合には、試験内容等を明らかにしたうえで、その理由について詳細に記載すること。
- 2 騒音、振動、低周波音
 - (1) 試験車両が周回路を走行することから、通常の道路の走行状況とは異なることを考慮し、適切な手法により、騒音、振動の予測、評価を実施すること。
 - (2) 騒音の予測にあたっては、事業実施区域の西側に山地が存在することから、可能な限り、山地からの反射等、地形を考慮した予測を実施すること。
 - (3) 低周波音については、最新の知見、類似事例等を参考にしたうえで、環境影響評価の項目として選定することを再度検討すること。また、選定しない場合には、その理由を詳細に記載すること。
- 3 水質

森林伐採及び舗装等により地表面の状態が変わることで、雨水の浸透量が変化し、下流域への流出量の変化が考えられることから、流出量の変化を考慮したうえで、濁水等の水質に及ぼす影響について、環境影響評価を実施すること。

4 地下水

地下水を給水に用いることを検討していることから、環境影響評価の対象として地下水に関する項目の選定を再度検討すること。また、選定しない場合には、その理由を詳細に記載すること。

5 地形及び地質

- (1) 活断層については、現地調査及び既存資料等をもとに調査し、活断層が土地の安定性に及ぼす影響について予測、評価を実施すること。
- (2) 事業実施区域の近隣ではミエゾウの化石が発見されており、発見された地質と同様の地質が事業実施区域の一部に含まれていることから、化石に関する記述を地質の評価結果に含めること。

6 植物、動物、生態系

- (1) 緑化について検討する場合には、用いる種子及び樹木の種類及び供給源について、準備書で、詳細な計画を明らかにすること。
- (2) 陸生植物の調査にあたっては、春季の植物は種類の変化が早いことから、調査時期、回数等を検討し、調査内容に不足が生じないように留意すること。
- (3) 陸生動物の調査手法における哺乳類の夜間自動撮影調査、昆虫類のトラップ調査、鳥類のラインセンサス調査について、事業実施区域の西側の山間部に調査地点（ルート）を設ける等、可能な限り多くの調査地点（ルート）で調査を実施すること。
- (4) 事業の実施によって陸生動物が事業実施区域外に移動することを前提にして評価をする場合には、移動した個体数の増減を事後調査で確認するために、あらかじめ事業実施区域周辺で調査地点を複数設けて、その地点での個体数の調査を行うこと。
- (5) は虫類、両生類の調査時期については、アカガエル類等の卵塊を確認するために、早春の調査を追加すること。
- (6) 施設に設置される照明による影響について十分考慮したうえで、動物に対する影響の予測、評価を実施すること。
- (7) 事業実施区域内の鳥類の生息状況を十分把握するために、鳥類の調査手法として、1 季当たりの調査日数を増やすとともに、時間帯を考慮し、早朝、昼間、夕暮れ等に分けて調査を実施すること。
- (8) 哺乳類等の「糞分析」、「消化管内容物分析」、「食痕分析」による調査を実施することを検討し、それらの調査から食物連鎖の構造を可能な限り詳細に把握したうえで、生態系に及ぼす影響について、予測、評価を実施すること。

7 人と自然との触れ合いの活動の場

「人と自然との触れ合いの活動の場」に関する環境影響評価を行うにあたっては、事業実施区域の近くにある白川小学校からの聴き取り調査を行ったうえで、調査地点として適切な箇所を選定すること。

8 景観

景観については、周回路及び事業計画で予定されている附帯施設も含めて、フォトモンタージュを作成したうえで、予測、評価を実施すること。なお、フォトモンタージュの作成にあたっては、眺望点で通常時に視認される景観について考慮すること。

9 温室効果ガス

愛知県の各工場から本施設へ移動する車両について、温室効果ガスの発生量の予測、評価を実施すること。